

## 通所型サービスにおける一体的に運営するときの人員配置及び設備基準について

一体的に運営する場合に、人員を兼務することも可能な場合があります。その場合を例示しました。

### 留意点

- ①「一体的に運営する」とは、同じ事業所の場所で、同じ時間帯に運営することを意味しています。
- ②通所介護、地域密着型通所介護並びに介護予防通所介護及び予防給付型通所サービス（以下「通所介護等」という。）と短時間型通所サービスを一体的に運営し人員を兼務するときの勤務表は、短時間型通所サービスに従事する時間を分けて表記する必要がありますので、ご注意ください。また、短時間型通所サービスは、サービスを提供する時間帯において常時1人以上の配置をする必要があります。
- ③同じ場所であっても別の曜日又は別の時間帯で運営する場合には、一体的に運営する場合に該当しないため、それぞれの人員基準等を満たす必要があります。

### 1. 予防給付型通所サービス（現行相当）と通所介護の一体型

人員基準：通所介護の人員基準及び設備基準を満たした上で、予防給付型通所サービスの人員基準を満たす必要があります。

設備基準：通所介護の設備基準を満たす必要があります。

面積基準：通所介護の利用定員と予防給付型通所サービスの利用定員を合計した数×3㎡を確保する必要があります。

例≪予防給付型通所サービスの利用者20人及び通所介護の利用者20人の場合≫

\*通所介護の利用者数は、通所介護の利用者数と予防給付型通所サービスの利用者数との合算で定めることとしているため、今回の場合には、通所介護の利用者数40人と同じ考えになります。

	人員配置の必要数
管理者	専従、常勤1人以上
生活相談員	サービス提供時間に応じて専従、1人以上
看護職員	専従、1人以上
介護職員	専従 6人以上
機能訓練指導員	1人以上

設備及び面積基準	食堂及び機能訓練室（40人×3㎡＝120㎡）、静養室、相談室、事務室、消火設備、非常災害に必要な設備、サービス提供に必要な設備
----------	---

### 2. 予防給付型通所サービス（現行相当）と地域密着型通所介護の一体型

人員基準：地域密着型通所介護の人員基準を満たした上で、予防給付型通所サービスの人

員基準を満たす必要があります。

設備基準：地域密着型通所介護の設備基準を満たす必要があります。

面積基準：地域密着型通所介護の利用定員と予防給付型通所サービスの利用定員を合計した数×3㎡を確保する必要があります。

例≪予防給付型通所サービスの利用者5人及び地域密着型通所介護の利用者10人の場合≫

\*通所介護の利用者数は、通所介護の利用者数と予防給付型通所サービスの利用者数との合算で定めることとしているため、今回の場合には、通所介護の利用者数15人と同じ考えになります。利用者数数が18人以下のため、地域密着型通所介護になります。

	人員配置の必要数
管理者	専従、常勤1人以上
生活相談員	サービス提供時間に応じて専従、1人以上
看護職員	専従、1人以上
介護職員	専従 1人以上
機能訓練指導員	1人以上

設備及び面積基準	食堂及び機能訓練室(15人×3㎡=45㎡)、静養室、相談室、事務室、消火設備、非常災害に必要な設備、サービス提供に必要な設備
----------	--

### 3. 予防給付型通所サービス（現行相当）と短時間型通所サービス（緩和型）の一体型

人員基準：予防給付型通所サービスの人員基準を満たした上で、短時間型通所サービスの従業者を必要数配置する必要があります。

設備基準：予防給付型通所サービスの設備基準を満たす必要があります。

面積基準：予防給付型通所サービスの利用定員と短時間型通所サービスの利用定員を合計した数×3㎡を確保する必要があります。

例≪予防給付型通所サービスの利用者20人及び短時間型通所サービスの利用者20人の場合≫

	人員配置の必要数
管理者	専従、常勤1人以上
生活相談員	サービス提供時間に応じて専従、1人以上
看護職員	専従、1人以上
介護職員	専従 2人以上
機能訓練指導員	1人以上
従業者	1人＋必要数（介護職員2人を超える分で必要数の人員を確保できれば兼務可能だが、サービスを提供する時間において常時1人以上の配置が必要になる。）

設備及び面積基準	食堂及び機能訓練室（40人×3㎡＝120㎡）、静養室、相談室、事務室、消火設備、非常災害に必要な設備、サービス提供に必要な設備
----------	---

#### 4. 短時間型通所サービス（緩和型）と通所介護の一体型

人員基準：通所介護の人員基準を満たした上で、短時間型通所サービスの従業者を必要数配置する必要があります。

設備基準：通所介護の設備基準を満たす必要があります。

面積基準：通所介護の利用定員と短時間型通所サービスの利用定員を合計した数×3㎡を確保する必要があります。

例≪通所介護の利用者20人及び短時間型通所サービスの利用者20人の場合≫

	人員配置の必要数
管理者	専従、常勤1人以上
生活相談員	サービス提供時間に応じて専従、1人以上
看護職員	専従、1人以上
介護職員	専従 2人以上
機能訓練指導員	1人以上
従業者	1人＋必要数（介護職員2人を超える分で必要数の人員を確保できれば兼務可能だが、サービスを提供する時間において常時1人以上の配置が必要になる。）

設備及び面積基準	食堂及び機能訓練室（40人×3㎡＝120㎡）、静養室、相談室、事務室、消火設備、非常災害に必要な設備、サービス提供に必要な設備
----------	---

#### 5. 予防給付型通所サービス（現行相当）と短時間型通所サービス（緩和型）と通所介護の一体型

人員基準：通所介護・予防給付型通所サービスの人員基準を満たした上で、短時間型通所サービスの従業者を必要数配置する必要があります。

設備基準：通所介護の設備基準を満たす必要があります。

面積基準：通所介護の利用定員と予防給付型通所サービスの利用定員と短時間型通所サービスの利用者数数を合計した数×3㎡を確保する必要があります。

例≪通所介護20人、予防給付型通所サービスの利用者20人及び短時間型通所サービスの利用者20人の場合≫

	人員配置の必要数
--	----------

管理者	専従、常勤 1 人以上
生活相談員	サービス提供時間に応じて専従、1 人以上
看護職員	専従、1 人以上
介護職員	専従 6 人以上
機能訓練指導員	1 人以上
従業者	1 人＋必要数（介護職員 6 人を超える分で必要数の人員を確保できれば兼務可能だが、サービスを提供する時間において常時 1 人以上の配置が必要になる。）

設備及び面積基準	食堂及び機能訓練室（60 人×3 m <sup>2</sup> =180 m <sup>2</sup> ）、静養室、相談室、事務室、消火設備、非常災害に必要な設備、サービス提供に必要な設備
----------	--

## 6. 予防給付型通所サービス（現行相当）と短時間型通所サービス（緩和型）と地域密着型通所介護の一体型

人員基準：地域密着型通所介護・予防給付型通所サービスの人員基準を満たした上で、短時間型通所サービスの従業者を必要数配置する必要があります。

設備基準：地域密着型通所介護の設備基準を満たす必要があります。

面積基準：地域密着型通所介護の利用定員と予防給付型通所サービスの利用定員と短時間型通所サービスの利用定員を合計した数×3 m<sup>2</sup>を確保する必要があります。

例≪地域密着型通所介護の利用者 10 人、予防給付型通所サービスの利用者 8 人、短時間型通所サービスの利用者 5 人の場合≫

	人員配置の必要数
管理者	専従、常勤 1 人以上
生活相談員	サービス提供時間に応じて専従、1 人以上
看護職員	専従、1 人以上
介護職員	専従 1. 6 人以上
機能訓練指導員	1 人以上
従業者	1 人以上（介護職員 1. 6 人を超える分で必要数の人員を確保できれば兼務可能だが、サービスを提供する時間において常時 1 人以上の配置が必要になる。）

設備及び面積基準	食堂及び機能訓練室（23 人×3 m <sup>2</sup> =69 m <sup>2</sup> ）、静養室、相談室、事務室、消火設備、非常災害に必要な設備、サービス提供に必要な設備
----------	---

\* 短時間型通所サービスの利用利用者数にかかわらず、通所介護の利用利用者数及び予防給付型通所サービスの利用利用者数の合計数が 18 人以下の場合は、地域密着型通所介護になります。